

学生一般定期健康診断における感染対策

（１）健診施設の受診環境の確保

- ①職員については、健診の遂行上、特に必要のある場合を除き、健診会場では不織布マスク着用を原則とする。
- ②場面に応じてゴム手袋、フェイスシールドを着用する。
- ③受診者と職員が対面で話す際は、１ｍ以上の適切な距離を確保するよう配慮する。
- ④室内の換気は、１時間に２回以上定期的に窓やドアを開けるなどして行う。
- ⑤アルコール消毒液等により入念に手指の消毒を励行する。

（２）健康診断項目ごとの留意事項

①問診、診察、説明、保健指導

- a. 診察の前後で必ずアルコール消毒液等で手指消毒を励行する。
- b. 聴診器、接触式体温計、診察室の什器等について、受診者毎にアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム消毒液で清拭する。

②身体計測、視力検査、血圧測定

身体計測、視力検査、血圧測定に使用する機器で受診者の手や顔等が触れる部分については、使用ごとにアルコール消毒液で清拭する。

③X線撮影

受診者が触れる箇所を検査毎にアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム消毒液で清拭する。